

ベビーシッター利用料金を補助します

<千代田区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）>

令和7年度版

千代田区は、日常生活上の突発的な事情等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者が、指定の事業者を利用した際、その利用料の一部を補助します。

認定事業者と直接契約し、要件を満たすベビーシッターを利用する必要があります。

※申請書の提出先、問合せ先は区の委託事業者となりますので、お間違えのないようご注意ください。

1 利用対象

千代田区内に住所を有する満6歳になる年度の末日（小学校入学前）までの児童の保護者*
で、次の①②のいずれかに該当する方（保育認定は問いません）

*** 18歳未満の障害者手帳を有する子どもがいる家庭は、小学3年生まで利用対象**

- ①日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に保育を必要とする
（保護者の仕事や通院、自己実現、学校行事など、幅広い理由が対象となります）
- ②ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする
（保護者が一緒に保育し、子育ての相談や子育ての不安解消を図ります）

2 利用期間

令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)までの利用

3 補助対象時間数

児童1人同一年度内144時間まで

※①多胎児は1人288時間まで ②18歳未満で障害者手帳を有する子どもがいる家庭の児童（小学3年生まで）は1人216時間まで

※利用上限に達し家庭の事情等によりさらに支援が必要な場合、区が実施する他のサービスを利用できる場合があります。児童・家庭支援センターへご相談ください。

4 補助金額（児童1人、1時間あたり）

7時～22時の利用：上限2,500円／22時～翌7時の利用：上限3,500円

5 対象利用料

ベビーシッター事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービス提供単価(税込)

※入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費、サービス提供に付随する料金（家事援助、兄弟姉妹の送迎ほか）等は対象外です。

※勤務先の福利厚生、クーポン券などによる割引や他に助成を受けている場合は、その額を差し引いた後の利用料が補助対象となります。

6 対象事業者

東京都が定めるベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の認定事業者。詳細は東京都福祉局のホームページを参照ください(随時更新)。 都 HP⇒



7 保育基準

児童1人に対し、ベビーシッター1人による保育であること

※例外として、補助対象児童とその兄弟姉妹（人数や年齢を問わない）を、保護者等とベビーシッターが共同して保育を行う場合、保護者が契約で同意している時は、シッターが1人であっても補助対象となります。【例：保護者とシッターで就学児を含む3人の保育も可能】



8 利用の流れ

①東京都の「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）」の認定事業者の中から利用したい事業者を選び、事業者と直接契約した上でサービスを利用してください。

※契約時に、**「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）」を活用したい」と必ずお伝えください。**

②ベビーシッター事業者へ利用料金を支払い、以下の書類の交付を受けてください。

○「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業ベビーシッター要件証明書」

※この証明書は、従事したベビーシッターが本事業の要件を満たしているかを確認するためのものです。補助金の交付申請をする際に必要となります。**発行日が利用日以前の日付であることを必ずご確認ください。**

○「利用した日時、児童名、シッター名、利用料の内訳等が分かる書類」「領収書」

③指定の期日までに委託事業者へ補助金の交付申請をしてください。

区独自
ポータルサイト

9 補助金の交付申請

区ホームページを参照の上、以下の書類を**委託事業者へご提出(オンラインまたは郵送)ください。**なお、申請者の名義は、領収書に記載の名義人と同一の方に限られます。

《必要書類》 提出書類は返却できませんので、必要な方は提出前にコピー等をお取りください。

郵送申請の場合	オンライン申請の場合
①千代田区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付申請書兼口座振替依頼書 ※振込口座が申請者と異なる名義の場合は、委任状（所定書式あり）が必要。ハンコは申請書と同じ物を押印ください。	③最新の本人確認書類（氏名・住所が確認できるもの） ※運転免許証・（住所の記載がある）パスポート・マイナンバーカード（写真の面）・在留カード・特別永住者証明書・健康保険証・資格確認書のいずれか
②ベビーシッター（一時預かり）利用内訳表 【利用対象児童ごとに作成してください】	
④ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業ベビーシッター要件証明書	
⑤利用した日時、児童名、シッター名、利用料の内訳等が分かる書類（利用明細書等）	
⑥領収書【原本に限る】 【⑤の内容の記載がある場合、⑤と兼ねることができます】	
⑦【明細に割引利用日等の記載がない場合】クーポン利用や福利厚生等で割引の内訳が分かる書類	
⑧【該当者のみ】18歳未満の子どもの障害者手帳（写し） ※身体障害者手帳、東京都療育手帳（愛の手帳）、精神障害者保健福祉手帳のいずれか	

※①②は区の所定様式（区HPからダウンロード可）。

区HP⇒

最新の様式を使用し、郵送の場合は必ず申請者印・捨印を押してください。

※④～⑥はベビーシッター事業者が発行（④⑤は写しでも可能）

＜交付スケジュール＞ 書類が最終期限に間に合わない時はご相談ください。

ベビーシッター利用月	交付申請の受付期間	補助金振込時期（目安）
令和7年4月～6月	～令和7年7月31日	令和7年8月～9月
令和7年7月～9月	～令和7年10月31日	令和7年11月～12月
令和7年10月～12月	～令和8年1月31日	令和7年2月～3月
令和8年1月～3月	～令和8年4月16日17時	令和7年5月

※上記スケジュールに基づき申請してください。令和7年度中の利用分は、必ず令和8年4月16日（木）17時（必着）までに提出ください。締切後、年度を遡っての受付はできません。

10 その他の留意事項

○本事業を利用する前に、こども家庭庁が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」をご確認ください。

こども家庭庁のHP⇒

○区は直接利用に関与しないため、ベビーシッターの利用を保証するものではありません。

書類提出先、 コールセンター	〒107-0062 港区南青山3-1-30 株式会社パソナライフケア 千代田区 ベビーシッター担当 宛（千代田区委託事業者） 電話0120-212-115 ※月曜～金曜9時～17時（祝休日、12/29～1/3を除く）
-------------------	--